

新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第43号

新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則
新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則（令和4年新潟市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- （4） パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係 市が別に定める関係で、それぞれの関係について地方公共団体からパートナーシップ宣誓書受領証その他の書面により証明を受けたものをいう。

第3条各号を次のように改める。

- （1） 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- （2） 子（縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）
- （3） 父母（縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）
- （4） 孫
- （5） 祖父母
- （6） 兄弟姉妹
- （7） パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にある者

第7条第1項の表遺族の項中「、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが」を削り、「事実上婚姻関係」を「犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係」に、「パートナーシッ

プの関係にあった者」を「パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にあった者」に、「パートナーシップの関係を認めることができる書類」を「第2条第4号に規定する書面」に改める。

第11条第1号中「婚姻関係及びパートナーシップの関係」を「婚姻又は養子縁組関係にある者及びパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にある者」に改める。

別記様式第1号中「事実婚・パートナーシップの関係」を「事実上の婚姻又は養子縁組関係にある者及びパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にある者」に改め、「、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが」を削り、「事実上婚姻関係」を「犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係」に、「パートナーシップの関係にあった者」を「パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にあった者」に、「パートナーシップの関係を認める」を「パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係を認める」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則の規定は、令和6年4月1日以後に発生した犯罪行為に係る貸付けの申請から適用する。